

■第 447 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 9 月 24 日(月) 13:58~14:50

傍聴者:32 名

議事概要:

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

[1] 農薬及び飼料添加物(ポジティブリスト制度関連)

エトキシキン

[2] 農薬(ポジティブリスト制度関連)

メコプロップ

[3] 農薬及び動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

カルバリル

[4] 動物用医薬品(ポジティブリスト制度関連)

ブロムフェノホス

[5] 農薬(ポジティブリスト制度関連及び飼料中の残留農薬基準関連)

カルバリル

- ・厚生労働省及び農林水産省並びに三森委員から説明。
- ・農薬及び飼料添加物 1 品目については、まず先に肥料・飼料等専門調査会で審議を行った後に、農薬専門調査会で審議を行うこととなった。
- ・農薬 1 品目については、農薬専門調査会において審議することとし、農薬及び動物用医薬品 1 品目(カルバリル)については、まず先に農薬専門調査会で審議を行った後に、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととなった。
- ・動物用医薬品 1 品目については、動物用医薬品専門調査会で審議を行うこととなった。
- \* [1] 成長調整剤で、日本国内での農薬登録はありません。  
また、飼料原料の酸化防止を目的とした飼料添加物として用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- \* [2] 除草剤で、日本国内での食用の農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- \* [3] 殺菌剤で、りんご、みかん等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。
- \* [4] 寄生虫駆除剤で、牛(搾乳牛を除く)の肝蛭駆除に用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。
- \* [5] \* [3]と同じ。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

【審議結果の報告と意見・情報の募集】

- ・「ドキシサイクリン」
- ・担当委員の三森委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書(案)について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- \* テトラサイクリン系の抗生物質で、動物用医薬品として豚、鶏等に使用されます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

(3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

【食品健康影響評価】

[1] 農薬「エタボキサム」

・「エタボキサムの一日摂取許容量(ADI)を 0.05mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[2] 農薬「シプロジニル」

・「シプロジニルの ADI を 0.027mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[3] 動物用医薬品「鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL)」

・「鶏大腸菌症生ワクチン(ガルエヌテクト CBL)」については、本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省及び農林水産省)へ通知することとなった。

[4] 遺伝子組換え食品等「PHE1213株を利用して生産されたL-フェニルアラニン」

・「『遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方』に基づき、安全性が確認されたと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

[5] 薬剤耐性菌「家畜に使用するノシヘプタイドによる薬剤耐性菌」

・「ノシヘプタイドを家畜等に使用することによって選択された薬剤耐性菌が、食品を介してヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

[6] 薬剤耐性菌「ツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)の承認に係る薬剤耐性菌」

・「評価対象動物用医薬品であるツラスロマイシンを有効成分とする豚の注射剤(ドラクシン)が、豚に使用された結果としてハザードが選択され、豚由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱又は喪失する可能性は否定できず、リスクの程度は中等度であると考えられた。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(農林水産省)へ通知することとなった。

\* [1] 殺菌剤で、ばれいしょ、ぶどう等への新規農薬登録申請がされています。

\* [2] 殺菌剤で、小麦、りんご、なし、みかん等に使用します。今回、魚介類への残留基準値の設定及び高麗人参、いちご等へのインポートトレランス(国外で使用される農薬等に係る残留基準)の設定が要請されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

\* [3] 鶏の大腸菌症の予防に使用されます。

\* [4] 栄養強化を目的として使用される食品添加物です。

\* [5] 含硫ペプチド系抗生物質で、国内では飼料添加物として指定され、鶏、豚に使用されています。

\* [6] マクロライド系の抗生物質で、豚の細菌性肺炎の治療を目的とした動物用医薬品の承認申請がされています。

(注) \*の記述は、物質の概要です。